

施策評価調書(5年度実績)

| | | | | | | | |
|------|-----|--------------------|-------|-------------------|---------|---------|----|
| | | | | 施策コード | I-8-(4) | | |
| 政策体系 | 施策名 | 感染症・伝染病対策の確立 | 所管部局名 | 福祉保健部、生活環境部、農林水産部 | | 長期総合計画頁 | 71 |
| | 政策名 | 強靱な県土づくりと危機管理体制の充実 | 関係部局名 | 福祉保健部、生活環境部、農林水産部 | | | |

【Ⅰ. 主な取り組み】

| | | | |
|-------|------------------|---------------------------------------|--------|
| 取組No. | ① | ② | ③ |
| 取組項目 | 感染症対策(健康危機管理)の推進 | 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱など家畜伝染病に対する防疫体制の強化 | 生活環境対策 |

【Ⅱ. 目標指標】

| 指 標 | 関連する 取組No. | 基準値 | | 5年度 | | | 6年度 | 目標達成度(%) | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|-----|------|------|-------|--------|--------------|----------|----|----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 年度 | 基準値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 目標値 | 25 | 50 | 75 | 100 | 125 | | | | | | | |
| i 麻しん風しんワクチン第2期(小学校就学前1年間の子ども)定期接種率(%) | ① | H29 | 94.1 | 95.0 | 93.4 | 98.3% | 95.0 (R6) | | | | | | | | | | | | |
| ii 豚舎への野生動物の侵入防護柵設置率(%) | ② | H30 | 7.4 | 95.0 | 100.0 | 105.3% | 100 | | | | | | | | | | | | |

【Ⅲ. 指標による評価】

| 評価 | 理 由 等 | | 平均評価 |
|--------|--|--|------|
| i 概ね達成 | 新型コロナウイルス等の感染拡大による受診控えにより、麻しん・風しんワクチン第2期の定期予防接種率が目標値を下回った。 | | 達成 |
| ii 達成 | 国の事業を活用し、野生動物の侵入防護柵の設置推進の取組により、設置率は目標値を達成した。 | | |

【IV. 指標以外の観点からの評価】

| 取組 No. | 指標以外の観点からの評価 |
|--------|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の5類への移行後も発熱・受診相談ダイヤルなど設置し県民の相談に対応したほか、急激な自己負担増にならないよう医療費に対する公費支援など段階的に変更したことで大きな混乱なくR6.4月に完全に移行した。 ・新興感染症の発生に備え、幅広い関係者に協議のうえ、感染症予防計画の改定を行った。 ・感染管理認定看護師の資格取得促進等を通じ、地域の感染管理スキル向上に取り組んだ。 ・結核拠点病院に結核診療支援センターを設置し、地域の医療機関に対する診療支援を行い、結核医療体制の充実を図った。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県における豚熱の発生(R5.8)に伴い、県内養豚農家における豚熱ワクチンの接種を開始するとともに、診断体制を強化した。 ・豚熱や高病原性鳥インフルエンザの県内への侵入防止のため、フェリー乗場や空港等に消毒マットを通年設置し、水際対策を強化した。 ・高病原性鳥インフルエンザの流行前及び流行期に養鶏農家へ消毒薬を配布し、防疫体制を強化した。 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ・と畜検査員に対する研修等を行うことにより、異常畜の早期発見に努めた。 ・輸出衛生証明書発行の電子化を推進し、WEBデータベース型のクラウドサービスによる電子申請体制を構築した。 |

【V. 施策を構成する主要事業】

| 取組 No. | 事業名(5年度事業) | 事務事業評価 | |
|--------|----------------------|-------------|-----|
| | | 成果指標の達成率(%) | 掲載頁 |
| ① | 新型コロナウイルス感染症療養体制確保事業 | — | 154 |
| | 感染対応力強化推進事業 | 100.0 | 154 |
| | 結核地域医療体制強化事業 | 103.8 | 154 |
| ② | 家畜伝染病緊急防疫体制整備事業 | — | 155 |
| ③ | 食品輸出支援体制強化事業 | 96.6 | 106 |

【VI. 施策に対する意見・提言】

○大分県感染症対策連携協議会意見(R5.11)

- ・新興感染症に備え、地域の医師会と市町村、保健所等が連携しながら、地域の実情に応じて、地域住民が安心できる医療体制をしっかりと整えることが必要である。
- ・医療措置協定の締結が進んで、県内に応援体制ができることが望ましい。

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

| 総合評価 | 施策展開の具体的内容 |
|------|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症等の発生に備え、感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関との連携により入院病床や発熱外来を確保するとともに、検査体制の充実を図る。 ・新興感染症等の発生に備え、医療機関、消防機関、市町村、検疫所等との平時からの連携を図り、実践的な訓練の実施に取り組む。 ・感染管理認定看護師の資格取得促進等を通じ、引き続き地域の感染管理スキル向上に取り組む。 ・結核拠点病院に結核診療支援センターを設置し、地域の医療機関に対する診療支援を行い、結核医療体制の充実を図る。 ・特定家畜伝染病ガイドラインをブラッシュアップするとともに全庁的な防疫演習を実施することで、より迅速に対応できるよう防疫体制を強化する。 ・と畜検査に関し、検査設備の整備、技術向上のための研修の実施により、迅速かつ正確な検査体制の充実を図る。 ・食肉の安全性を担保するため、と畜場に対しHACCPに基づく外部検証を実施し、検証結果に基づいた助言指導を実施する。 ・輸出相手国や輸出件数の増加に対応するため、先進地視察等を行い知見を深め、高い水準の検査精度を維持する。 |